



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金)
号外第 27 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例 (30) (警察本部警務課) 3
	鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	(31) (教育委員会博物館) 4
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (32) (病院局総務課) 7

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

1 条例の改正理由

警察法施行令の一部が改正され、警察官の定員の基準が変更されることに伴い、警察官の定員について所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 警察官の定員を1,230人（現行 1,226人）とする。
- (2) (1)に伴い階級ごとの警察官の定員について所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

山陰海岸学習館についてジオパークの拠点としての体制整備を図ることに伴い、博物館から分離独立させる。

2 条例の概要

- (1) 博物館に附置された山陰海岸学習館を廃止する。
- (2) 午後7時まで開館する日は、教育委員会があらかじめ指定する日（現行 4月1日から10月31日までの特別展示中の日曜日、土曜日及び休日）とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中央病院の建替えに向けた体制整備並びに厚生病院の診療機能の充実強化を図るため、医師、看護師及び医療技術員の増員を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の定数を1,226人（現行 1,192人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

条 例

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,213人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 警部補・巡査部長 <u>671人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>352人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2条第1項第1号</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>1,213人</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>1,230人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号ウ</td> <td style="text-align: center;"><u>671人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>681人</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号エ</td> <td style="text-align: center;"><u>352人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>357人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	第2条第1項第1号	<u>1,213人</u>	<u>1,230人</u>	略			第2条第1項第1号ウ	<u>671人</u>	<u>681人</u>	第2条第1項第1号エ	<u>352人</u>	<u>357人</u>	略			<p>(定員)</p> <p>第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。</p> <p>(1) 警察官 <u>1,208人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 警部補・巡査部長 <u>668人</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） <u>350人</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">第2条第1項第1号</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>1,208人</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>1,226人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号ウ</td> <td style="text-align: center;"><u>668人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>679人</u></td> </tr> <tr> <td>第2条第1項第1号エ</td> <td style="text-align: center;"><u>350人</u></td> <td style="text-align: center;"><u>355人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	第2条第1項第1号	<u>1,208人</u>	<u>1,226人</u>	略			第2条第1項第1号ウ	<u>668人</u>	<u>679人</u>	第2条第1項第1号エ	<u>350人</u>	<u>355人</u>	略		
第2条第1項第1号	<u>1,213人</u>	<u>1,230人</u>																													
略																															
第2条第1項第1号ウ	<u>671人</u>	<u>681人</u>																													
第2条第1項第1号エ	<u>352人</u>	<u>357人</u>																													
略																															
第2条第1項第1号	<u>1,208人</u>	<u>1,226人</u>																													
略																															
第2条第1項第1号ウ	<u>668人</u>	<u>679人</u>																													
第2条第1項第1号エ	<u>350人</u>	<u>355人</u>																													
略																															

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(開館時間)</p> <p><u>第3条</u> 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（<u>教育委員会があらかじめ指定する日</u>にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。</p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の規定により指定した日を掲示その他適当な方法により公表しなければならない。</u></p> <p>3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に<u>第1項</u>の開館時間を変更することができる。</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">(休館日)</p> <p><u>第4条</u> 博物館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が<u>国民の祝日に関する法律</u>（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日でない場合に限る。））</p> <p>(2) <u>休日の翌日</u>（その日が日曜日、土曜日又は休日でない場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p>	<p style="text-align: center;">(山陰海岸学習館の附置)</p> <p><u>第3条</u> 県民の海洋に関する知識の普及を図るとともに、体験学習等を通じて自然を大切にする心をはぐくむため、博物館に山陰海岸学習館を附置する。</p> <p>2 <u>山陰海岸学習館は、岩美郡岩美町に置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(開館時間)</p> <p><u>第4条</u> 博物館（<u>山陰海岸学習館を除く。</u>以下この条、第6条及び第10条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後5時まで（<u>4月1日から10月31日までの間における特別展示</u>（博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。以下同じ。）の期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午前9時から午後7時まで）とする。</p> <p>2 <u>山陰海岸学習館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間における土曜日</u>にあっては、午前9時から午後6時まで）とする。</p> <p>3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に<u>前2項</u>の開館時間を変更することができる。</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">(休館日)</p> <p><u>第5条</u> 博物館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が<u>休日</u>である場合は、その翌日（その日が休日でない場合に限る。））</p> <p>(2) <u>祝日法に規定する国民の祝日</u>の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日でない場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、7月20日から8月31日</u></p>

<p><u>2</u> 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、<u>前項</u>の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p><u>2</u> 教育委員会は、その利用（展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館の施設又は博物館資料を<u>毀損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第6条</u> 博物館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) 博物館の施設又は博物館資料を<u>毀損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第8条</u> 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第5条第1項又は第6条第1項第2号</u>若しくは第4号の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(教育委員会規則への委任)</p>	<p><u>までの間における月曜日（その日が休日である場合は、その翌日を含む。）は、山陰海岸学習館を開館するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p><u>2</u> 教育委員会は、その利用（展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 博物館の施設又は博物館資料を<u>き損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第7条</u> 博物館においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) 博物館の施設又は博物館資料を<u>き損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第9条</u> 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第6条第1項又は第7条第1項第2号</u>若しくは第4号の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(教育委員会規則への委任)</p>
---	--

第11条 略

別表（第9条関係）

- 1 略
- 2 特別展示（博物館が主催して行う特別の企画による展示をいう。）の入館料
展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額
- 3 略

第12条 略

別表（第10条関係）

- 1 略
- 2 特別展示の入館料
展示に要する経費を勘案して教育委員会が別に定める額
- 3 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,226人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,192人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。